



2024年11月5日

各 位

会 社 名 Shinwa Wise Holdings 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎  
(東証スタンダード市場・コード2437)  
問合せ先 取 締 役 岡崎 奈美子  
電話番号 03-5224-8610  
(<http://www.shinwa-wise.com>)

## 再発防止策の策定等に関するお知らせ

当社は、11月1日、取締役会において第三者委員会の調査報告書に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止策を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けた取り組みを徹底し、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

### 記

#### 1. 調査結果について

第三者委員会からは、上記の発生原因として、上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士等が役員にいないことを含むアート売買取引の業務執行（契約書締結フロー等を含む）に対する監視・監督の不備等のガバナンス上の問題、管理担当者と執行担当者の兼務、内部監査室のリソース不足等、上記の会計処理を止めることのできなかつた組織上・内部統制上の問題の指摘を受けております。

これらの事実は、当社グループのアート売買取引に関する事業活動におけるルールの遵守、内部統制評価計画策定、業務プロセスに対する評価手続等の点で、当社の業務プロセスに係る内部統制に不備があり、また、内部統制評価の計画及び評価結果の取締役会等への報告等の点で、当社の決算・財務報告に係るプロセスに不備があり、その結果、アート売買取引に関して内部統制が機能しなかつたことによるものと認識しております。

本第三者委員会により認定された、不適切な会計処理が生じた主な原因・背景についての調査結果の詳細は、2024年9月10日付「第三者調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 2. 再発防止策

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- ・グループ全体におけるコンプライアンス意識の抜本的かつ全社的な改革
- ・不祥事再発防止のための業務フローの改善
- ・役職員への実効性のある研修・教育の実施
- ・内部監査部門の組織体制の再整備

- ・職務権限規程の改訂
- ・業務フローの改善及び規程の改訂
- ・グループ経理規程関連の改訂
- ・公益通報関連者規程の改定及び周知徹底

また、当社は、以下の措置を実施することに致しました。今後も、引き続き再発防止策の実行を推進します。

#### (1) コンプライアンス及びリスク管理体制の再構築

①当社の内部統制及びガバナンス体制に対する当社のステークホルダーからの信頼を回復することを目的として、2024年9月18日付でガバナンス委員会を設置いたしました。ガバナンス委員会設置の目的として、(1) 内部統制システムの整備、(2) 会計の知識の強化、(3) リスクコンプライアンス委員会が担当する事項に対する助言・勧告、(4) 上記目的のために必要なグループ再編の検討、(5) 取締役会の運営に関する整備、(6) 取締役及び監査役に対する評価及び取締役・監査役候補者の指名、(7) その他上記目的のために必要と認める事項を掲げており、同委員会で検討作業を進めております。

②第三者委員会からの調査結果および再発防止のための提言を踏まえて、再発防止に向けた具体策の立案に加え、コンプライアンス体制の強化に関する各種施策について速やかに検討を行う目的として、2024年9月18日付でリスクコンプライアンス委員会を設置いたしました。

リスクコンプライアンス委員会設置の目的として、(1) グループ全体に関わるリスクコンプライアンス体制の基本方針ならびに推進体制（組織・体制・人事）に関する事項、(2) グループ全体に関わるリスクコンプライアンス体制に関する規程・規則、マニュアル等に関する事項（各規程・規則、マニュアル等の相互の整合性の検討・整理を含む）、(3) グループ全体のコンプライアンス推進およびリスク管理推進に関する教育・啓蒙計画に関する事項、(4) グループ各社のコンプライアンス遵守状況およびリスク管理状況の確認・判定、指導・支援策に関する事項、(5) 法令・リスク管理規程違反あるいは会社に対する不正行為等に関わる問題の確認・調査、改善・予防策に関する事項、(6) 報告・相談、内部通報制度の整備策に関する事項、(7) 重大な法令・リスク管理違反、危機発生時（不祥事を含む）の対応策・再発防止策に関する事項を掲げております。

③コンプライアンスに対する意識を高く保つために、役員及び従業員向けに専門家によるコンプライアンス研修を実施することを予定しています。

#### (2) 公益通報者規程の改訂

①外部通報窓口を新たに追加し、通報窓口を、総務人事部と常勤監査役に加え、外部弁護士の3つとします。

②各子会社担当者に事前に相談・通報することについても許容する旨規定に盛り込みます。

#### (3) 業務フローの改善及び規程の改訂

① 職務権限規程、内部通報制度規程、内部監査に関する規程、文書管理に関する規程、取締役会に関する規程、監査役会に関する規程に関して一部改定し、社内へ周知します。

②上記の前提となる業務フローの改善等の見直しを進めています。

#### (4) 内部監査体制の再構築

①内部監査室長及び内部監査部員の専任者を採用いたします。

以上